

# 令和3年10月からごみの分別（出し方）が一部変更になります

令和3年10月から、東広島市、竹原市、大崎上島町の「ごみ」を広域的に処理するための最新の施設「広島中央エコパーク」が稼働します。

新施設では、廃棄物を高温で溶融処理するシャフト式ガス化溶融炉を採用し、これまで埋め立て処理をしていたガラスや陶磁器など、すべてのごみを溶融し、その熱を利用した高効率発電を行います。また、溶融するため灰は発生せず、代わりにスラグとメタルが回収され、すべて再資源化が可能となることから、最終処分量ゼロを実現することができます。

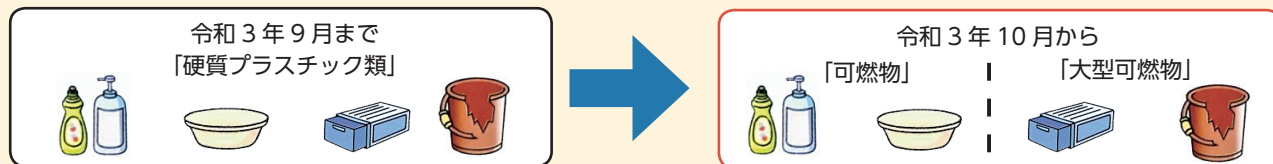
すべてのごみ焼却は東広島市に建設された新施設で行うことになり、大崎上島環境センターは中継施設となります。

これに伴い、大崎上島町のごみの分別が一部変更になります。

## 主な変更

### ★ すべてのプラスチック（ペットボトルを除く）を焼却処理します。

資源ごみから「硬質プラスチック」の分類がなくなり、指定袋に入るサイズのプラスチックごみは、すべて「可燃物」となります。（指定袋に入らないサイズのは新分類「大型可燃物」）

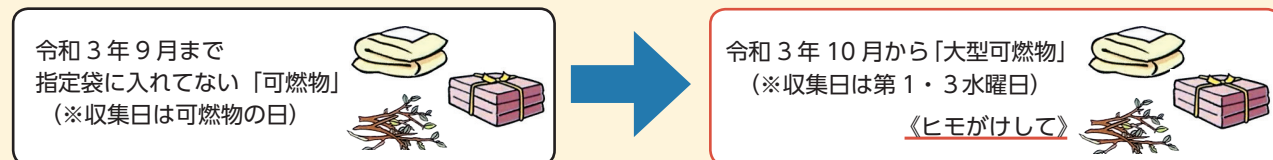


### ★ 新たに「大型可燃物」が分類されます。

大型可燃物として扱うもの

- ・可燃物となるプラスチックごみのうち、指定袋に入らないサイズのもの。（衣装ケース・コンテナ・ポリタンク・バケツ・家庭用発泡スチロール など）
- ・可燃物のうち、指定袋に入らないサイズのもの。（ふとん・じゅうたん・マットレス・剪定枝 など）

※ これらのものは、収集日を可燃物の日としていましたが、第1・3水曜日となります。粗大ごみと同様に、ごみステーション横に出してください。



## その他の分別変更（一例）

「可燃物」となるもの（指定袋に入れてください）

〔時計・懐中電灯・針金ハンガー・電卓・電気コード・マウス・キーボード・金属を含む小型台所用品〕  
〔小型の金属製品（おおむね手のひらサイズのもの） など〕

（注）電池入りのものは、電池をはずし有害ごみへ

「取り扱えないもの」から「粗大ごみ」となるもの

〔スプリング入りベッド用マット・スプリング入りソファ など〕

※ 分別の詳細は、ごみ分別ガイド「[50音別ごみの分別一覧表](#)」により確認してください。

## 注意とお願い

- ・可燃物は、必ず町指定のごみ袋を使用してください。
- ・町指定のごみ袋以外の袋や、正しく分別されていないごみは収集されません。
- ・刃物類は安全に包み、刃物などと表示して、缶類の不燃物缶に入れてください。
- ・スプレー缶、カセットボンベなどは、必ず中身を使い切り、穴をあけてください。
- ・ごみを出すときはマナーを守り、指定収集日当日の朝8時までに出してください。
- ・わからないことがありましたら、まずはお問い合わせください。（[圃保健衛生課](#) ☎62-0303）